

令和6年12月閉会中
各会派政務調査会長会（臨時） 開催結果

1 日時

令和6年12月2日(火)13時52分から14時07分まで

2 場所

3号館6階 第2委員会室

3 出席者

村岡 真夕子	自由民主党政務調査会長(座長)
岡 つよし	自由民主党政務調査副会長
飯島 義雄	維新の会政務調査会長(副座長)
小泉 弘喜	公明党政務調査会長
迎山 志保	ひょうご県民連合政務調査会長

(オブザーバー)

風早 ひさお	自由民主党政務調査副会長
白井 たかひろ	維新の会副政務調査会長
麻田 寿美	公明党政務調査副会長
小西 ひろのり	ひょうご県民連合政務調査副会長

4 当日配付資料

別添のとおり

5 会議概要

(1) 撮影許可

傍聴人からの写真撮影等許可願を受理し、異議なく許可された。

(2) 座長試案に対する態度表明

座長より決議案にかかる趣旨説明のうえ座長試案が示され、各会派から態度が表明された。

○ 座長

近年、民主主義の根幹をなす選挙の場において、制度の悪用、権利の濫用と言うべき不当な行為が頻発している。東京都における衆議院議員補欠選挙、都知事選挙で、他の候補者に対する悪質な妨害行為や選挙運動ポスターの不適切な利用等

が問題となったことは記憶に新しく、本県における先の知事選挙においても、これに類する行為に加え、SNSや動画を用いた誹謗中傷や真偽不明な情報の発信、特定の標的に対する攻撃的な行為など、民主主義の理念に相容れない不当な行為が見られたところである。

このような状況を踏まえ、去る 11 月 26 日の代表者会議において、本県議会として、今後の公平・公正な選挙、県民の権利と安全、また健全な民主主義を守るため、決議及び意見書の提出を検討することの提案があり、議長より政務調査会長会あて、提出の是非の協議、文案調整を依頼された。これを受け、本日はまず決議に関して、座長として試案を提示するものである。

なお、意見書に関しては、12 月 3 日から政務調査会長会において会派提案意見書案と合わせて協議いただきたいと考えている。

決議案について、提示した文案により提出してはどうかと考えるが、提出の是非及び文案について、各会派のご意見を伺う。

● 岡 自由民主党政務調査副会長

自民党としては、座長試案に賛成する。

健全な民主主義を守るため、国への意見書提出に先立ち、本県議会としての意思表示を行うことには意義があるものとする。また、文案についても、あくまで選挙に際して不当な行為には屈しないという趣旨であり、選挙結果の如何に言及するものではなく、SNS等による正当な言論を否定するものでもないとするため、座長試案のとおり提出いただきたい。

● 飯島 維新の会政務調査会長

維新の会としては、本決議案には反対する。

そもそも本件の議会の決議は法律に基づくものではなく、事実上のものである。これまでの決議の殆どが、北朝鮮の弾道ミサイルやロシアのウクライナ侵攻などを非難するものであり、今回の決議案は極めて異例で違和感がある。北朝鮮のミサイルなどは、県議会として対応する手段がないことから、単なる意見表明しかないということによって決議を繰り返してきたものである。一方で、この選挙やSNSに関することは、制度がおかしいということであれば要求する先がある。国への制度改正を求める、実効性のある地方自治法 99 条の意見書という制度があるので、これによれば良いのではないかと考える。

また、第 3 段落に「県民から憤りの声が数多く県議会に寄せられている」とあるが、これは正確ではない。選挙告示後の県民から県議会に寄せられた意見を見たところ、かなりの部分は百条委員会の進め方への批判や、有権者が正確な判断をできる情報を県議会が適切に開示していないのではないかと批判が多い。このような声を県議会は冷静に謙虚に受けとめるべきであり、決議案の内容はそこに触れていない点もいかがかと思う。

さらに第3段落は、誤った情報で有権者が誤った投票行動を行ったとも読めないことはない。県民の皆様は、たとえSNSで多様な情報が溢れていたとしても、主体的に取捨選択を行って投票行動をされているものと考えており、これは県民の皆様に対していささか失礼な表現ではないかとも心配をしている。

県民からの意見の中には、今回の一連の事案が政治への関心を高めてくれたという声もある。今回の知事選は、前回の投票率41%から55%と大きく上昇し、若者の投票も進んだ側面は、県議会としてSNSなどインターネットをむしろ前向きに捉えて、インターネットと共存を図っていくという観点が必要ではないか。決議案は残念ながらこの点にも触れられていないのもいかがかと思う。

もちろん、SNSなどへの対応を含む現行の選挙制度に不備があることは、我が会派も否定はしない。決議案の中には、「不当な行為に屈しない」とか、「民主主義を歪曲する卑劣な行為が横行」であるとか、情緒的な表現が散見されるが、今一度、県議会として冷静になって、何が県民の皆様のためになるかを考えるべきである。

そのためには、実効性のある制度改革を国に求めていくべきである。すなわち、地方自治法第99条の意見書という制度を活用し、知事選を冷静に分析して、インターネット時代にふさわしい選挙の新たなルールづくり、公職選挙法などの制度改革を具体的に国に求めていくべきで、決意を表明するだけの一方的な言いっぱなしになる決議は、必要ないというのが我が会派の考えである。

よって、案文作成のご苦勞には敬意を表すが、維新の会県議団は、本決議案に反対をする。

● 小泉 公明党政務調査会長

公明党としては、座長試案について原案どおり賛成する。

● 迎山 ひょうご県民連合政務調査会長

ひょうご県民連合としては、座長試案に賛成する。

また、このタイミングで兵庫県議会として決議をすべきであるとする。

民主主義の根幹である公平・公正な選挙を脅かす行為が横行するという事は危機的な事態であり、国への意見書提出は当然行うべきである。それに先立ち、本県議会の覚悟としてこの意思を表明することは、大変有意義であるとする。

座長試案の文面は、あくまでも選挙の公平・公正を害するような不当な行為には屈しないという趣旨であり、インターネットとの共存、投票率が上がったことは、もちろん歓迎すべきことである。SNS等による正当な言論を否定するものではないため、座長試案のとおり提出いただきたい。

● 岡 自由民主党政務調査副会長

維新の会は、決議は難しいとのことだが、意見書については前向きに考えていただくと理解して良いのか。意見書の協議に際して文言の追加等、今の時点で何か意見があるか、原文のままが良いのか、教えていただきたい。

● 飯島 維新の会政務調査会長

座長試案を受けて、会派内で協議したい。99 条の意見書については、前向きに対応する。

(3) 決議案の協議結果

座長より、決議案の提出には反対意見があり修文による合意形成も困難であること、全会派の合意には至らなかったため本件決議案の提出は見送ることが確認された。

その後、座長から、次回の会議では今回の意見も踏まえて意見書案にかかる座長試案を提示する旨の発言があった。